

(追加・修正案)

「議会運営に係る確認事項」等に関する事例集

平成23年度～

《令和3年2月5日現在》

## 目 次

### 【「議会運営に係る確認事項」関係】

1. 議長、副議長の選挙方法	1
①議長選挙 ②議員定数配分の改定に伴う議長、副議長の選挙の方法について	
4. 議案の取扱い（原則）	1
①質疑と一般質問 ②提案趣旨説明 ③採決	
5. 発言通告書並びに発言順序	2
①無通告の発言（質疑、質問、討論）②無通告の発言（質疑、質問、討論）に係る順序	
③通告の討論の発言順序の決定に係る「くじ引き」の順序	
④通告の反対討論の発言順序の決定と反対議案数	
⑤質疑・質問の発言順序の変更 ⑥質疑・質問に係る発言書の配付	
6. 討論及び質問	3
①無通告の質疑、質問の発言時間 ②無通告の討論の発言時間	
③質問時間の調整 ④質問の回数 ⑤質問者席での発言	

### 【先例・事例関係】

A. その他	5
①傍聴等 ②携帯電話等 ③感染症対策	
B. 協議又は調整を行う場	
(1) 議員全員協議会（議員打合せ会）	6
①開催 ②非公開 ③提出予定議案説明のための開催時期	
④議員以外の者の出席等 ⑤質問並びに意見 ⑥発言の方法	
⑦提出予定議案の説明に係る質問 ⑧臨時会の招集請求 ⑨議員の異動	
⑩決定の方法	
(2) 議員定数等調査委員会	10
①開催 ②非公開 ③公開 ④委員以外の者の出席等 ⑤質問並びに意見 ⑥発言の方法	
⑦決定の方法 ⑧委員会報告 ⑨企業長及び構成団体全首長への要請	
C. 辞職願	12
①議長の議員辞職願（改選期） ②副議長の議員辞職願（改選期）	
③議長の議員辞職願（閉会中・議長会申し合わせ期間の途中）	
D. 議員派遣	13
①議員派遣の延期	

## 【「議会運営に係る確認事項」関係】

### 1. 議長、副議長の選挙方法

#### ① 議長選挙

- 議長職の持ち回り順に当たる市町村から選出された議員が、議長の選挙を行う会議において地方自治法第107条の規定により年長の議員として臨時に議長の職務を行うことになり、議長の選挙に際し、同法第118条第2項の規定による指名推選にあたり自らを指名し、会議に諮ったところ、異議なく、議長に選任された。

《H27. 7 臨時会 H28. 8 臨時会》

#### ② 議員定数配分の改定に伴う議長、副議長の選挙の方法について

- 平成31年度から現行議員定数33名の範囲内で、議席の配分方法が変更されることから、正副議長の選挙の方法についても変更が生じることになるが、当期の議員任期と協議時間の都合から、次期議会（平成31年7月～）の正副議長選挙について、現行方式を1年間継続する暫定案を申し送ることに決定した。（採決による決定）

《H31.2 全員協》

- 新たな議席配分方法により改選された令和元年度の議会の正副議長の選挙の方法については、前期の議会から「旧方式を暫定的に使用する」とされた申し送りを確認し、選挙（指名推選方式）が行われた。

《R1.7 全員協 R1.8 臨時会》

### 4. 議案の取扱い（原則）

#### ① 質疑と一般質問

- 一般質問は、提出議案の説明後、議案と一括議題とし、議案に対する質疑と併せて実施した。

《H24. 2 定例会～》

#### ② 提案趣旨説明

- 議案の提案趣旨説明について、会議時間と質問者数6名などを勘案し、企業長の「運営方針説明」をもって提案趣旨説明にかえることとを議員全員協議会で確認し、それに伴い「議案説明要旨」を議場配付した。

※会議規則 37 条 2 項関連

《R2.2.定例会》

#### ③ 採決（会議規則では、分離起立採決が原則であることから本表では、記載を省略している）

- 質疑の内容を勘案し、また、討論が賛成のみであることから、議長が、議員打合せ会に諮り、了承を得て、議案を一括して起立採決を行った。

《H24. 2 定例会》

- 質疑の内容を勘案し、また、討論が賛成のみであることから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議案を一括して簡易採決を行った。

《H28. 2 定例会 R2.11 月定例会》

- 質疑等の内容を勘案し、また、討論の通告が無いことから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議案1件ごと簡易採決を行った。

《H26. 2 定例会》

- 質疑等の内容を勘案し、また、討論の通告が無いことから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議決不要の議案を除く全ての議案を一括して簡易採決した。

《H26.11 定例会 H27. 2 定例会 H27.11 定例会 H28.11 定例会 H29. 2 定例会  
H29.11 定例会 H30. 2 定例会 H30.11 定例会 H31. 2 定例会 R 1. 8 臨時会  
R 1.11 定例会 R 2. 2 定例会 R2. 7 臨時会》

- 質疑、討論共に通告が無いことから、議長が、議員全員協議会に諮り、了承を得て、議決不要の議案を除く全ての議案を一括して簡易採決を行った。

《H28. 8 臨時会 H29. 7 臨時会 H30. 8 臨時会》

## 5. 発言通告書並びに発言順序

### ① 無通告の発言（質疑、質問、討論）

- 質疑、質問並びに討論については、発言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問並びに討論は真に必要な場合に限ることとして発言の申し出の確認を行わなかった。

《H24.11 定例会（H24.11 全員協）》

- 議員全員協議会を招集告示日以前に開催し、提出予定議案の説明聴取等により発言通告書の提出に係る環境が整備されたため、質疑、質問については、発言通告制を基本とした議事の運営を行うことを確認した。

《H24.10 全員協》

（注）無通告の質疑、質問の取扱いについて《本件、文書で確認》

- 本会議における質疑、質問については、議事運営の能率化をより一層進めるため、発言通告制を基本とし、無通告の質疑、質問については、真に必要な場合に限ることとした。

《本件、文書で確認》

- 具体の議事運営については、発言通告による質疑、質問が終了したら、質疑、質問を申し出る議員については、質疑、質問の終結を宣告する前に、申し出ることとした。

《H25.11 全員協～》

### ② 無通告の発言（質疑、質問、討論）に係る順序

- 無通告の質疑、質問並びに討論の申し出があり、これを許可した場合の発言順序を議長が決定することについて議員打合せ会に諮り、了承された。

《H24. 2 議員打合～》

- ③ 通告の討論の発言順序の決定に係る「くじ引き」の順序
- ・ 通告の討論の発言順序決定に係る「くじ引き」の順序を議席番号順とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。

《H24. 2 議員打合～》

- ④ 通告の反対討論の発言順序の決定と反対議案数
- ・ 通告の反対討論の発言順序決定に際しては、反対の議案数を考慮しないことを議員打合せ会に諮り、了承された。

《H24. 2 議員打合～》

- ⑤ 質疑・質問の発言順序の変更
- ・ 副議長が質疑、質問を行うに際し、役職を考慮し、最終順位で行うことを申し出し、議員全員協議会で了承された。
  - ・ 副議長が質疑、質問を行うに際し、前の定例会の事例を踏まえ、最終順位で行うことを議員全員協議会に報告した。

《H27.11 全員協》

《H28. 2 全員協》

- ⑥ 質疑・質問に係る発言通告書の配付
- ・ 質疑・質問の議員間の重複を確認できるようにするため、発言通告書の締め切り後速やかに全議員に配付することが了承された。

《R2.11 全員協》

## 6. 討論及び質問

- ① 無通告の質疑、質問の発言時間
- ・ 無通告の質疑、質問の申し出があり、これを許可した場合の発言時間については、答弁時間を除き、5分以内とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。

《H24. 2 議員打合～》

- ② 無通告の討論の発言時間
- ・ 無通告の討論の申し出があり、これを許可した場合の発言時間については、3分以内とすることを議員打合せ会に諮り、了承された。

《H24. 2 議員打合～》

- ③ 質問時間の調整
- ・ 質問の通告者が7名、事前の討論の通告が1名で、加えて、討論の通告を想定する必要があり、議員の発言時間が「確認事項」にある2時間以内とならないおそれがあったため、議長が議員間調整を行い、15分以内の質問時間を10分以内とし、議員全員協議会に報告し、了承された。

《H28. 2 全員協》

④ 質問の回数

- 一般質問の質問回数を「一括質問・一括答弁方式（3回まで）」と、質問回数に制限を設けない「一問一答方式」の選択制を試行実施することに決定した。

《R.2.2全員協》

⑤ 質問者席での発言

- 質問議員の演壇への移動の利便性を考慮し、質問者席での発言（質問）を許可した。

《R.2.1.1定例会》

## 【先例・事例関係】

### A. その他《以下、文書で確認》

#### ① 傍聴等（間接傍聴）

- ・ 構成市町村の関係者等の傍聴は、別室において、間接（モニター、音声）傍聴を行う。  
（音声傍聴：H24.11 全員協、H24.11 定例会）

#### ① // （取材等の許可）

- ・ 報道機関から取材、撮影及び録音の許可の申し出があれば、条件を付して許可を行う。  
《H23. 7 定例会～》

#### ② 携帯電話等（携帯電話）

- ・ 携帯電話は、会議中、電源を切断することを確認

#### ② // （携帯端末機器等の持込みによる使用）

- ・ タブレット端末やノートパソコンについては、議員が、質問や討論のために原稿、資料を閲覧し、また、他の議員、理事者等の発言を記録するために限り、持込み、使用することを許可する。ただし、キーボード、マウス、操作音、音声などが会議の支障とならないよう、また、他の議員の迷惑とならないよう節度を持って使用する。また、動画撮影、写真撮影及び録音は禁止する。

《H24. 7 議員打合～》

#### ③ 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係る当面の取り組みとして以下を確認。

- ・ 会議出席者の（議員、理事者、傍聴人、報道関係者等）マスクの着用。
- ・ 議員及び理事者の発言時はマスクの着用。
- ・ 会議場の対応としてソーシャルディスタンスに配慮した配置。会議場の入り口の開放。出入口付近に消毒液の設置。
- ・ 傍聴、取材席の対応として、一般傍聴席の制限（5席程度）、報道関係者席の制限（5席程度）、音声傍聴は実施せず資料配付のみ。

《R2.7 全員協～》

## B. 協議又は調整を行う場

### (1) 議員全員協議会（議員打合せ会）

#### ① 開催

- ・ 大阪市水道局との統合協議に関する説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。  
《H24. 8 全員協～》
- ・ 平成24年11月定例会の企業長提出予定議案の概要説明を聴取し、説明内容に関し質問を行った。  
《H24.10 全員協～》
- ・ 定例会招集日の本会議開会前に議事日程を協議するため、議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。  
《H23. 7 定例会～》

#### ② 非公開

- ・ 質疑終結後に本会議を休憩し、討論の通告の有無を確認するため、非公開の議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。  
《H24. 2 定例会～》
- ・ 大阪市水道局との統合協議に係る企業団議会の議員の定数とその配分について協議するため、非公開の議員全員協議会（議員打合せ会）を開催した。  
《2月28日、3月5日、3月20日、3月29日、4月16日、8月6日》
- ・ 企業団議会の議員の定数とその配分について、前期（H24.7.1～25.6.30）の申し送り事項を協議するため、非公開の議員打合せ会を開催した。  
《H25. 7 議員打合》
- ・ 定例会の本会議閉会後に再開した議員全員協議会について、議員定数に関する件で企業団議会として意思形成の過程のため、これまでと同様に非公開とした。  
《H27. 2 全員協 H28. 2 全員協 H29.2 全員協 H30.2 全員協 H31.2 全員協 R1.2 全員協議》
- ・ 前期議会（27年）から申し送られた議員定数のあり方、統合に係る定員増に伴う議員報酬見直しについて協議するため、企業団議会として意思形成の過程のため、これまでと同様に非公開とした。  
《H28.7 全員協 H28.11 全員協》
- ・ 「7市町との水道事業統合後の議員定数について（案）」が企業長から示され、企業団議会の議員定数について協議するため未選出団体からも議員の参加を求め、「非公開」の議員全員協議会を開催した。（5月8日、6月6日、6月30日）  
《H29.5～6 全員協》
- ・ 「平成31年度からの企業団議会の議員定数及び議席配分について（案）」が企業長から示され、企業団議会の議員定数について協議するため未選出団体からも議員の参加を求め、「非公開」の議員全員協議会を開催した。（8月29日、10月10日、1月18日）  
《H30.8～31.1 全員協》



- ・ 「議長、副議長の選挙の方法について」協議を行う必要が生じたことから、未選出団体からも議員の参加を求め、意思形成過程の協議として、非公開で会議を開催した。(2月5日、2月15日、8月9日、11月1日、11月15日、2月4日)

《H31.2 全員協 R1.7 全員協～》

### ③ 提出予定議案説明のための開催時期

- ・ 定例会における議論を深めるため、定例会開会日の10日程度前に提出予定議案の説明聴取等のための議員全員協議会を開催した。

《H24.10 全員協～》

### ④ 議員以外の者の出席等

- ・ 議長は、構成市町村議会間の情報共有のため、企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員及び選出企業団議会議員が欠席している市町村議会の議員の出席を要請した。

《H24.8 全員協～》

- ・ 平成25年7月25日の協議会から、企業団議会議員を選出していない全ての市町村議会の議員16名について、企業団担当議員として、協議会に関する規程第7条により全ての会議に出席するとともに、8月6日の議員定数等調査委員会における「議員定数等調査のための議会運営の試行実施(案)」の決定、実施により協議会としての意思決定に加わることとされた。(終期は平成26年6月30日)

《H25.7.25 H25.8.6《前項を変更》》

- ・ 「7 市町との水道事業統合後の議員定数について(案)」の協議に伴い、協議会に関する規程第7条により、企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員の出席を求めた。併せて「議員定数検討のための議員全員協議会への出席要請について(案)」の決定、実施により協議会としての意思決定に加わることとされた。(終期は、平成29年6月30日まで。開催/5月8日、6月6日、6月30日)

《H29.5 全員協》

- ・ 「平成31年度からの企業団議会の議員定数及び議席配分について(案)」の協議に伴い、協議会に関する規程第7条により、企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員の出席を求めた。併せて「議員定数検討のための議員全員協議会への出席要請について(案)」の決定、実施により議会意思の合意形成に資するために質疑応答、意思表明等を行うことができることとされた。(終期は、平成31年3月31日まで。開催/8月29日、10月10日、1月18日)

《H30.8 全員協》

- ・ 「議長、副議長の選挙の方法について(案)」の協議に伴い、協議会に関する規程第7条に

より、企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員の出席を求めた。併せて「正副議長の選挙方法の協議のための議員全員協議会への出席要請について(案)」の決定、実施により議会意思の合意形成に資するために質疑応答、意思表明等を行うことができることとされた。(終期は、令和2年3月31日まで)

《R1.8.9全員協》

⑤ 質問並びに意見《以下、文書で確認(変更後を含む)》

- ・ 質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に限り行うことができる。

《H24.8 全員協～》

- ・ 発言の順序は、企業団議会議員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に関わらず同時に行うことに改正した。

《R2.2 全員協》

- ・ 発言の順序は、企業団議会議員、次に企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員(以下、代理議員)並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員(以下、未選出議会議員)とする。

《H24.10 全員協～【本項は失効 R.2.2 全員協】》

- ・ 質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団担当議員(企業団議会の要請により選任された企業団議会議員を選出していない市町村議会議員)に限り行うことができる。

《H25.7 全員協～》

⑥ 発言の方法《以下、文書で確認》

- ・ 質問並びに意見は、発言時間の制限は行わないが、会議時間に制約もあるので、より多くの議員が発言できるよう短時間で簡潔に行い、また理事者の説明、答弁も同様とする。
- ・ 質問並びに意見を行うときは、挙手の上、指名を受けて、選出(所属)市町村と名前を告げた後、自席において行う。
- ・ 理事者の説明は指名を受け自席において行う。また、理事者が答弁をおこなうときは、挙手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。

《H24.8 全員協～》

⑦ 提出予定議案の説明に係る質問《以下、文書で確認(削除後を含む)》

- ・ 提出予定議案の説明に係る質問は、「説明の中での制度、事実の確認や不明な語句などあくまでも説明中の不明な事柄に限って行う。」こととし、現状の問題点に係る対応策、また、施策、事業の今後の方針や方向性に関する質問、意見は定例会において質疑や一般質問の機会があるので、その際に行う。

《H24.10 全員協～》

※企業団担当議員の質問に係る取扱い

- 企業団担当議員から提出予定議案に係る質問があり、議長が前記の申し合わせに基づき、質問を制止した。当該議員は定例会での質問機会が無いため、質問に対する回答については、全員協議会終了後、当該議員に理事者から説明を行った。後日、議長の指示により、質問内容の重要性に鑑み、当該議員の了解を得た上で、質問と説明の内容について他の議員、担当議員に知らせることとした。

《H.26.2 全員協【本項は失効 R.2 全員協】》

- 提出予定議案の説明に係る質問は、企業団議会議員に限り、企業団議会の要請により出席する企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員はできないものとする。

《H25.7 全員協【本項は失効 R.2 全員協】》

- 企業団議会議員の未選出議会からの出席議員についても、提出予定議案に係る質問を認めることとした。

《R2.2 全員協》

⑧ 臨時会の招集請求

- 議員定数等調査委員会の設置に際し、会議規則第116条に規定する協議又は調整の場とするため、会議規則の一部改正を行うため、議員全員協議会において臨時会の招集請求を行うことを決定した。

《H25.5 全員協（H25.5.9）》

⑨ 議員の異動

- 構成市町村議会議員の任期満了に伴い、企業団議会議員の任期が終了した議員について議員全員協議会で報告を行った。〔当該団体から同じ議員を候補者として推薦されることとなり、任期の始終期を明確にするため、報告を行った。〕《島本町議会選出議員》

《H25.5 全員協（H25.5.9）》

- 副議長（議長）が、構成市町村議会議員の任期満了に伴い、企業団議会議員の任期が終了し、副議長（議長）選挙の実施が必要なことから、議員全員協議会で報告を行った。

《H28.11 全員協 H29.11 全員協》

⑩ 決定の方法

- 議長、副議長の選挙の方法について、次期議会に申し送る暫定案を、挙手により決定した。（賛成多数）

《H31.2 全員協》

- 議長、副議長の選挙の方法について、「持ち回り順序」を改定するに際し、挙手により決定した。（賛成多数）

《R2.2 全員協》

## (2) 議員定数等調査委員会

### ① 開催

- ・ 企業団議会の構成（議員定数とその配分）のあり方等について調査、検討、協議を行うため、開会した。《平成25年6月6日、6月26日、8月6日、8月22日、10月8日、平成26年2月4日、4月8日、5月9日、6月6日》

《H25.6.6～》

- ・ 企業団議会の議員定数・定数配分など議会構成のあり方について協議、調整を行うために委員会を再開した。《R2年8月18日》

《R2.8.18～》

### ② 非公開

- ・ 企業団議会の構成（議員定数とその配分）のあり方等についての協議等については、意思形成過程のため、非公開一傍聴並びに取材、録音、撮影については認めないことで開会した。

《H25.6.6～（本項は失効R2.8.18）》

### ③ 公開

- ・ 委員会の会議は公開で運営することに決定した。

《R2.8.18～》

### ④ 委員以外の者の出席等

- ・ 委員長は、構成市町村議会間の情報共有のため、企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員及び選出企業団議会議員が欠席している市町村議会の議員の出席を要請した。

《H25.6.6～》

- ・ 平成25年8月6日開会の委員会から、企業団議会議員を選出していない全ての市町村議会の議員16名について、企業団担当議員として、委員会に関する規程第7条により全ての会議に出席するとともに、「議員定数等調査のための議会運営の試行実施(案)」の決定、実施により委員会としての意思決定に加わることとされた。（終期は平成26年6月30日）

《H25.8.6～（前項を変更）》

- ・ 企業団議会の議員定数の検討・協議については、全構成市町村議会の意見を聴取し、集約する必要があることから、「委員会に関する規程」第7条に基づき、企業団議会議員（委員）が欠席する場合には選出議会から代理の議員に出席を、未選出団体の議会にも議員の出席を要請した。

《R2.8.18～（前項を変更）》

### ⑤ 質問並びに意見

- ・ 議員全員協議会の確認事項を準用することとし、以下のとおり確認された。
  - 質問並びに意見は、委員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に限り行うことができる。

- 発言の順序は、委員、次に企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代わって出席した議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員とする。

《H25.6.6～（本項は失効）》

- ・ 意見表明等議論を活性化するため、前項後段に拘らず、委員、未選出議会の議員等の順序を採らず、発言することとした。

《H25.6.26～》《R28.18～》

- ・ 上記2項目について以下の通り変更され、文書で確認された。
  - 質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団担当議員（企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会から選出）に限り行うことができる。
  - 質問等は、企業団議会議員、企業団担当議員の区別なくできるものとする。

《H25. 8. 6～》《R28.18～》

## ⑥ 発言の方法

- ・ 質問並びに意見は、発言時間の制限は行わないが、会議時間に制約もあるので、より多くの委員等が発言できるよう短時間で簡潔に行い、また理事者の説明、答弁も同様とする。

《H25.6.6～》《R28.18～》

- ・ 質問並びに意見を行うときは、挙手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において行う。

《H25.6.6～》《R28.18～》

- ・ 理事者の説明は指名を受け自席において行う。また、理事者が答弁をおこなうときは、挙手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。

《H25.6.6～》《R28.18～》

- ・ 上記の「発言の方法」の2項目と3項目における発言に際しては、理事者の説明を除いては、「起立して」行うこととし、修正され、文書で確認された。

《H25. 8. 6～》《R28.18～》

## ⑦ 決定の方法

- ・ 会議の「非公開」を議長から提案。これに多数の異議があり、挙手により提案を諮ったところ賛成者が無く、会議を公開で運営することが決定した。

《R28.18》

## ⑧ 委員会報告

- ・ 議長あてに委員長から報告書を提出した。

《H25.6.28、H26.6.26》

⑨ 企業長及び構成団体全首長への要請

- 委員会の再開にあたり要請文を議長（委員長）名で提出することを確認した。

《R28.18～》

## C.辞職願

### ① 議長の議員辞職願（改選期）

- 企業団議会議員は議長会の申し合わせに基づき任期が1年とされ、毎年、6月に議員改選、7月に任期開始としている。副議長が、平成27年4月の統一地方選の市議会議員選挙に伴い、市議会議員の任期満了によりその身分を失ったため、企業団議会では平成27年6月の改選に際し、副議長が欠けた状況となった。加えて、統一地方選による議員の失職のため、企業団議会としての成立要件が整わず、6月の改選期までの期間において臨時会を招集する暇がなく、やむなく、議員たる議長が議長に対し議員辞職願を提出し自身がその許可を行った。

《H27.6》

### ② 副議長の議員辞職願（改選期）

- 議長が、平成31年4月の統一地方選の市議会議員選挙に伴い、市議会議員の任期満了によりその身分を失ったため、企業団議会では令和1年6月の改選に際し、議長が欠けた状況となった。  
加えて、統一地方選による議員の失職のため、企業団議会としての成立要件が整わず、6月の改選期までの期間において臨時会を招集する暇がなく、やむなく、議員たる副議長が議長に対し議員辞職願を提出し自身がその許可を行った。

《R1.6》

### ③ 議長の議員辞職願（閉会中・議長会申し合わせ期間の途中）

- 議長が議長会の申し合わせ期間（就任期間を7月1日～翌6月30日とする）の任期途中で、所属議会の役員改選により議長に就任したことから、閉会中に議員辞職願の提出があり、副議長がこれを許可した。後任の議長は、「議会運営に係る確認事項について」1.議長、副議長の選挙方法により、同一ブロック（阪南）、の同一市（阪南）の後任議員が、指名推薦方式により11月定例会で選挙された。

《R2.10》

## D. 議員派遣

### ① 議員派遣の延期

- ・ 臨時会において議決された議員派遣「大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査」について、当初決定の第2回目（10月19日）を諸般の事情（衆議院選挙等）により延期し11月30日に改めて実施した。

《H29.11 全員協》